

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における  
課題整理状況  
(第33回 全体会 資料)  
2019/11/5

ぶんさつ  
分冊⑩

【制度の改正や協議会等の活動により、一定の改善が見られたため、一度取り組み終了とした課題】

※課題No. 下の ( ) 内は課題提出年度。課題はカテゴリ順に記載

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
42 (H26)	4月特別支援級の小学1年生に進級する軽度発達障がいの子。下に幼稚園に入園する弟がおり、母親一人では2人を別々の幼稚園、学校に送れないため、移動支援の通学利用でヘルパーを利用したいという希望があったが、身体介護なしで単価も安く、時間帯もヘルパーが都合がつかなくて対応してもらえる事業所が見つからなかった。(相談11)	移動支援の通学利用は、必要とする人たちの時間帯がかぶるため、ヘルパーが足りずに対応してもらえない。尚且つ、身体介護なしの支給決定だと単価が安く引き受けてもらえる事業所がない。
43 (H26)	母が精神障がい、障害児の登校の付き添いや送り出しができず、不登校になってしまっている事例等。(相談12)	移動支援が、申請により通学にも利用できるよう制度は拡充されたが、実際に支援してくれるヘルパー事業所が極端に少なくて苦慮している。事業所が見つからないために家族が多大な負担を強いられたり、児童が不登校になっていたりという事例が多く存在する。

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                      ・「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。                       ・平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。                       ・運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。(平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定)                       ・子ども部会へ情報提供</p>	<p><b>※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</b></p>	<p>主：移動 副：教育</p>
<p><b>【課題整理済】42の見解と同じ</b>                       子ども部会に情報提供</p>	<p><b>※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</b></p>	<p>主：移動 副：教育</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
18 (H24)	<p>●車いす利用者など、移動に支援を要する場合、冬季の選挙となると、投票所までの移動に苦慮する。 ●郵便による不在者投票の条件に該当しない場合も移動に支援が必要な人がいる。(北区2)</p>	<p>冬季の投票について</p>
22 (H25)	<p>内部障がいにより身体障害者手帳1種1級所持の方。 買い物など外出の際にヘルパーと一緒に同行して欲しいが移動支援の対象者にならない。 ヘルパーが必要な理由は、現在酸素を常時装着、1日6Lの酸素が必要なため、外出の際は自身で1本酸素を持ち、予備に1本ヘルパーなどに持ってもらわないと外出が難しい状況。また、居宅介護の家事援助では一緒に買い物に行くことができないため移動支援での外出を希望。家族は同居しているが夫も精神障がいがあり、子どもも受験や就職活動で援助ができない状況。(相談4)</p>	<p>・身体障害者手帳取得の方の「移動支援」の支給決定時の対象者が限定されすぎている。</p>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】42の見解と同じ</b> 北区地域部会及びまちの課題整理プロジェクトチームが、協議会全体で共有し、課題に対する意見を集約して、関係機関(選挙管理委員会等)へ伝える。 ⇒41の見解と同じ。「移動」に関する課題とまとめて整理する。 ・中央区選管に確認。 期日前投票はオンラインなので、セキュリティの強い線を使う必要があるため、例えば中央区は中央図書館でできないか検討した。 移動支援などは利用可。 郵便による不在者投票は国の法律なので、市町村が変えることはできない。</p>	<p><b>【福祉のまちづくり推進会議】</b> 冬季投票の際の移動のことは、郵送対応や各種福祉サービス等が使えることに加え、投票所における合理的配慮の取組についても選挙管理委員会でも工夫を進められていることから、推進会議の場で外部有識者から有効な意見が見込まれないと判断された。 (No.41にも関連の記載あり) <b>※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</b></p>	<p>主：移動</p>
<p><b>【課題整理済】42の見解と同じ</b></p>	<p>平成28年3月29日付け 札幌市移動支援事業における対象者要件の拡大及び移動支援ガイドラインの改定について(通知)により対象者拡大。 【参考】札幌市移動支援ガイドライン <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/documents/idoushiengaidorain.pdf">http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/documents/idoushiengaidorain.pdf</a> <b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：移動</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
26 (H25)	<p>身体障がいがあり、車椅子や松葉杖を使用して車への移乗が可能な方。 今までは父親の自家用車での送迎で平日(月～金)最寄り駅の真駒内駅まで送ってもらっていた。その際には駅長の許可を得てバス乗降ゾーンで自家用車への移乗を行っていた。父親がアルツハイマーになり、免許を返上することで送迎者が不在に。タクシーを利用しようとしたが、冬場の真駒内駅からタクシー乗り場までは、除雪も不十分で歩行者一人がようやく歩ける状況で駅からタクシー乗り場まで行くことができない。タクシーでバス乗降ゾーンでの移乗を許可してもらおうとしたが、駅長が許可しても市民の理解を得られないということで許可が降りなかった(バス乗降ゾーンへのタクシー乗り入れ禁止)。 (相談8)</p>	<p>・移乗が必要な方には真駒内駅周辺の環境が良くない。 ・冬場の除雪が行き届かない。 ・市民の理解が不十分。</p>
61 (H26)	<p>移動支援の対象要件が厳しい。 胸椎損傷や片麻痺の方の、外出における事故報告が多々見受けられる。 コンビニ等の入口付近が傾斜になっているところや、飲食店等の入口が段差になっているところが未だ多くあり、入店時に後方への転倒事故が起きている。 精神疾患を抱えている方が地域移行しても、公共の交通機関の利用を戸惑い、病院へ行けないとの報告が多々見受けられる。 両下肢麻痺や片麻痺の方が1人で外出することは容易ではなく外出先でもかなりの制限がある。(東区)</p>	<p>身体障害で2肢に障がいを有し外出が困難な場合、精神障害で外出が困難な場合も、移動支援が利用できるようにしてほしい。 病名・症状に対して対象要件を拡大してほしい。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p>【課題整理済】42の見解と同じ</p> <p>※南区地域部会の構成員が「真駒内チーム」として有志で集まり、市で募 集していた真駒内まちづくりアイデアコンペに応募した。集まって議論 した内容や独自に真駒内チームが調査した結果などをもとに、今後南区地 域部会でも検討を進める予定。</p>	<p>【福祉のまちづくり推進会 議】 真駒内駅については再開発地 域に指定されておりまちづく り計画を作成する予定であ り、所管課に対して計画策定 時に検討いただくよう依頼し た。(No.41にも関連の記載あ り)</p> <p>※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</p>	<p>主：移動</p>
<p>【課題整理済】41の見解と同じ</p>	<p>【参考】 ・札幌市移動支援事業におけ る対象者要件の拡大及び移動 支援ガイドラインの改訂につ いて(通知)【札幌第6451号 ／平成28年3月29日】により、 平成28年度より肢体不自由の 方の対象者要件が2肢以上に拡 大。 ・札幌市移動支援ガイドライ ン <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/documents/idoushiengaidorain.pdf">http://www.city.sapporo.jp/ shogai/fukushi/jiritsushien/ documents/idoushiengaidorai n.pdf</a></p> <p>※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了</p>	<p>主：移動</p> <p>副：支援技 法・障害特 性</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
76 (H27)	<p>移動支援の対象は3肢以上であるが、身体機能だけでなく認知機能の低下が見られ、ひとりでの外出が困難な方の支援をどのように考えるべきか。(相談)</p> <p>※個別ケースのため詳細は記載しません。</p>	<p>難病により、認知機能の低下も見られる方の外出支援について</p> <p>移動支援ガイドラインの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在(H24.4付け)のガイドラインに難病が含まれていない</li> <li>・3肢以下の方で区分認定されており、移動が「部分的に支援が必要」以上の人が移動支援の利用に該当しない根拠を知りたい。</li> <li>・「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」のパブリックコメント(2015年の11/24まで)に意見を出す予定</li> <li>・相談部会定例会で、高次脳機能障がいの方の記憶障がいに関係する外出支援必要性も</li> </ul>



<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p>【課題整理済】42の見解と同じ ・精神科の受診は？精神障がいでの移動支援利用は？ →精神科受診は不明。精神障がいでの移動支援支給はされにくい。</p>	<p>【参考】 ・移動支援事業における対象 者拡大及び移動支援ガイドラ インの改訂について (通知) 【札幌第3号/平成30年4月 2日】により、難病者児に対 象者拡大。 ・札幌市移動支援ガイドライ ン <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/documents/idoushiengaidorain.pdf">http://www.city.sapporo.jp/ shogai/fukushi/jiritsushien/ documents/idoushiengaidorai n.pdf</a>  ※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</p>	<p>主：移動</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
13 (H24)	<p>各区保護課における制度説明や保護基準への理解が統一されていない。(東区13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市に生活保護制度における統一した運用の確立を求め。</li> <li>●支援者の制度周知に取り組む。</li> </ul>
56 (H26)	<p>脳梗塞後遺症にて左上下肢不全麻痺、症候性てんかん、高次脳機能障がいの診断にて精神保健福祉手帳3級所持。身障手帳は取得できず。小刻み歩行で頻回に転倒。屋外で転倒した際には近隣住民の助けを借りないと起き上がれない状況。 こころのセンターの判定で「てんかん」と身体状況との因果関係が認められず、障害支援区分はついても精神でのサービス利用は不適切という判断でサービス利用できず。(相談24)</p>	<p>障害支援区分は付くが、サービスの支給決定が受けられないという問題。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                      ・「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の困り感を把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。各区地域部会で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会連絡会で提案した。</p>	<p>第28回札幌市自立支援協議会全体会で、各区地域部会に対し、年1回程度の行政とごうどうかいぎかいさいを提案し承認される。                      ⇒行政との意見交換については、地域部会連絡会にて、随時進捗状況について報告の機会を設けていたが、各区特段積極的意見交換はなかった。                      改めて意見交換会を行うことについては各区の状況に合わせて行っていくことを平成30年5月9日の全体会で報告、承認される。                      ⇒平成30年5月28日の運営会議で「意見交換会の場は改めて設定しないが、必要に応じて各地域で行政担当者とやりとりは行っており、しばらくはその方向で進める」ことが確認される。   <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：行政の仕組み</p>
<p><b>【課題整理済】</b> 13の見解と同じ</p>	<p><u>※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</u></p>	<p>主：行政の仕組み</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
68 (H26)	<p>行動障害が強くあり、変化に対して脆弱で、支援方法や人(ヘルパー)が変わることで不穏になってしまう自閉症のある方について、今まで移動支援を利用していましたが、サービスの更新をきっかけに区役所から行動支援に切り替える通達があった。しかし、今までサービス提供をしていた事業所では、行動支援を実施できるヘルパーが限られており、今までのようなサービス提供ができないという話になってしまった。事業所を変更すると、支援方法や人が変わってしまい、精神的な不安や行動障害の悪化を家族は心配し、困っている。(相談)</p>	<p>移動支援の支給について</p> <p>①家族と支援者で区役所に事情を話に相談に行く。 通常であれば、相談室として、行動支援を実施できる事業所を探していくということが考えられるが、本人の特性を踏まえた場合、事業所を変更することで、例え引き継ぎをしたとしても支援方法や人が変わる等の多くの変更により、精神的な不安と行動障害の悪化が想定される事案について、安易に事業所を探して変えるということは得策とは考えられない。</p> <p>②区によっては個別の事案について移動支援から行動支援の切り替えについて、柔軟に対応しており、ニーズや支援の必要性を検討する中で、移動支援のまま支給されている状況がある。希望する支援をできるだけ受けることができるよう、長期的には行動支援に切り替えることができる体制を整えつつ(サービス利用計画に盛り込む等)、移行期間としてとらえながら移動支援の支給決定していくのはどうか。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p>【課題整理済】 13 の見解と同じ</p>	<p>※一定の改善が見られたた め、一度取組み終了。</p>	<p>主：行政の 仕組  副：移動</p>

No. <small>ねんど</small> (年度)	事例、問題提起、困りごと <small>じれい もんだいていき こま</small>	課題 <small>かだい</small>
例 <small>れい</small>	誰が何を困っているのか？ <small>だれ なに こま</small> 〇〇が〇〇 〇〇という事例 <small>じれい</small>	〇〇という課題がある <small>かだい</small> 〇〇が必要 <small>ひつよう</small>
8 (H24)	相談支援事業所でも障がい種別により相談を断られることがある。(東区8) <small>そうだんし えんじぎょうしょ しょう しゅべつ そうだん こたわ</small>	●相談員がすべての障がいについての十分な知識・経験を身につけるための環境整備を行う。 <small>そうだんいん しょう じゅうぶん ちしき けい けん み かんきょうせいび おこな</small>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                      ・委託相談支援事業の相談体制について、平成25年度、相談支援部会でガイドライン策定を予定している。                      ⇒相談支援部会でのガイドライン策定に解決を依頼する。  <b>◆まちの課題整理プロジェクトチーム事務局調査結果</b>                      さいたま市作成「さいたま市障害者相談支援指針」  <a href="http://www.city.saitama.jp/www/contents/1338026512198/index.html">http://www.city.saitama.jp/www/contents/1338026512198/index.html</a>  <b>◆岡本委員がまちづくりサポーター会議にて、サポーターからもらった意見。</b>                      ・自分がやれることも相談室をたよるのはどうか、岡本サポーターが、他のサポーターに意見を聞きました。                      ・相談しても納得できない、どこかで安心できないので何度も同じ相談をしてしまうのではないのでしょうか。                      ・自立支援協議会相談支援部会でも、相談員が忙しくて十分に話を聞けないこともあると聞きました。当事者として聞く部分を手伝えたらと思います。                      ・知的障がいの場合、自分のことを分かっている相談員が安心です。不安になると相談室を使います。札幌の相談室では自分のことを分かっている相談室は場所が遠いので、隣町の相談室を使おうと思っています。</p>	<p>(ひがしくとのいけんこうかんけつか)  <b>【東区との意見交換結果】</b>                      ・指定相談にも一般相談が増えている。相談支援部会にも指定相談が参加できるようにしてほしい。                      ・指定相談にも委託相談並みでなくても、一般相談を取ったら報酬が必要。相談件数に応じた担保が必要。  <b>【相談支援部会からの回答】</b>                      ・課題の提出から時間が経つ中で、委託の相談支援事業所で今はこのような課題が起きないことを確認し、平成27年度中に改訂される予定の要綱でも明確に。  <b>【平成30年4月1日事業実施要綱改正】</b>                      ・障がい者ケアマネジメントについて改めて明記(第5条)。また、地域での適切な引き継ぎや(第8条(3))、相談支援事業所の地域責任制(第8条(11))について明記された。  <b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：相談支援事業</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
45 (H26)	<p>札幌市立の幼稚園に通っているお子さん。児童相談所で発達検査をし、児童発達支援を勧められ、区の窓口で申請手続きを行った。そこで、利用計画が必要であることを含め説明を受け、相談支援事業所につながった。(相談14)</p>	<p>利用計画作成が必要となったことそのものがまだ周知されておらず、連携を図る前に、「なぜ相談支援事業所が連絡をしてくるのか」、「利用計画とは何か」、「なぜ利用計画が必要なのか」等について説明し理解を得なければ進められない現状がある。</p>



<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 子ども部会へ情報提供</p>	<p><b>【相談支援部会の結果】</b> 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案にも盛り込んだ。 その後プランに反映。</p> <p><b>【相談支援部会からの回答】</b> ・子ども部会との連携の中で今後検討を進めていく。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：相談支援事業</p>

No. ねんど (年度)	じれい もんだいていき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	かだい 〇〇という課題がある ひつよう 〇〇が必要
49 (H26)	こうとうようごがっこう らいしゆんそつぎよう せいと ほごしゃ がっこう そつごしよ 高等養護学校を来春卒業する生徒の保護者より、学校で卒業 うが いふくしきーびす りよう せいと けいかくそうだんしえん 障がい福祉サービスを利用する生徒については、計画相談支援 ひつよう そうだんしつ そうだん あなうんす じぜん が必要なため相談室へ相談するようアナウンスがなされ、事前 の相談予約が入った。この相談を受けることで、保護者からの しゆうちゆうてき そうだん けねん たんどく きーびすりようしゃ たい 集中的な相談が懸念される。また単独のサービス利用者に対し て、一つひとつプランニングしていくことは、相談室の体制 じよう げんじよう こんなん ふくすうさーびすりようしゃ ふくざつ けーす 上、現状では困難であり、複数サービス利用者の複雑なケース たい そうだんしえん ゆきとどか かのうせい しさ いっ に対して相談支援が行き届かなくなる可能性が示唆される。一 ぼう ほごしゃ きもちに よりそい そうだん う ところ かくほ 方で、保護者の気持ちに寄り添い、相談を受けられる所は確保 しなければならない。(相談18)	こうとうようごがっこう そつぎよう せいと そつごしゆうしよく 高等養護学校を卒業する生徒が、卒業就職できない ばあい そつご しんろ しょうがいふくしきーびす にっちゆ 場合、卒業の進路として障害福祉サービスによる日中 うかつどう りよう けいかくそうだんしえん りよう ひつ 活動を利用するとなると、計画相談支援を利用する必 ようで 要が出てくる。そのため、卒業の計画相談支援の利用 について事前に相談が保護者から集中する。学校や障 うが いふくしきーびすじぎょうしよ しょうがいち きよじゆうち そうだんしつ 害福祉サービス事業所の所在地、居住地にある相談室 へ相談が集中してしまう。一度保護者の相談を受けて しまうと、保護者の口コミで利用できる相談室の情報 ひろ けねん そうだんしつ うけい ちゆうちよ が拡がってしまう懸念があり、相談室で受入れに躊躇 している。

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p>	<p><b>【相談支援部会の結果】</b>                  相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案にも盛り込んだ。                  その後プランに反映。</p> <p>※上記とは別に、障がい福祉課において、高等養護学校としていくてい相談支援事業所の情報交換会を開催している。</p> <p><b>【相談支援部会からの回答】</b>                  ・委託の相談支援事業所は自区の相談を受ける事を確認したことで解消。</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：相談支援事業</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
53 (H26)	<p>計画相談を契約しても支給決定になったことが相談室にはわからない。支給決定があり、サービス受給者証が本人に送られても、相談室には連絡が来ないまま、サービスの利用が開始されていた。計画相談が案で止まってしまう。支給決定があり、サービス受給者証が本人に送られたら、相談室にも連絡が来るシステムがあれば安心。(東区25)</p>	<p>介護給付費等が決定になったことが相談支援事業所にも分かるようなシステムを考える。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p>	<p><b>【相談支援部会の結果】</b>                  相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案にも盛り込んだ。                   ※上記とは別に、障がい福祉課の計画相談支援担当に情報提供済み   <b>【相談支援部会からの回答】</b>                  ・相談支援事業所に区役所から支給決定の連絡を入れるように市から区へ打診。                  ⇒個別ケースによっては、送付先設定で相談支援事業所におくことも可能。                  (2015/9/1相談支援部会計画相談・地域相談懇談会)   <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：相談支援事業</p>

No. <small>ねんど</small> (年度)	事例、問題提起、困りごと <small>じれい もんだいていき こま</small>	課題 <small>かだい</small>
例 <small>れい</small>	誰が何を困っているのか？ <small>だれ なに こま</small> 〇〇が〇〇 〇〇という事例 <small>じれい</small>	〇〇という課題がある <small>かだい</small> 〇〇が必要 <small>ひつよう</small>
4 (H24)	オストメイトの方の銭湯利用について理解不足が見られる。 <small>おすとめいと かた せんとうりよう りかい ぶそく み</small> (東区4) <small>ひがしく</small>	●「オストメイトの方へのマナー啓発」及び「オストメイトに関する正しい情報提供」を行う <small>おすとめいと かた けいはつ おすとめいと かん ただ じょうほうていきょう おこな</small>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                  ・地域部会や勉強会等を活用して理解促進する                  ・オストミー協会に当事者団体として課題をどのように捉えているのか、また、公衆衛生協会にどのように対応しているのか、話を聞いてみる。理解、協力の姿勢が弱ければ、札幌市に後押ししてもらうこともできる                  ・他県ではQAを出すなど、対応しているところもある                  ・オストメイトの問題は全域の問題でもある。東区の中でもう少し調べて、まちプロに返してほしい。オストメイトの団体が動いていることもわかったので、東区でさらに丁寧に情報を集めることができないか                  ◆まちづくりサポーター会議でサポーターからももらった意見。                  ・オストメイトの方のことを良く知らない人が、銭湯に対して苦情を言ったという話を聞きました。毎月、区民センターでオストミー相談会を行っています。正しい情報提供や理解を広めることが必要です。                  ・スーパー銭湯など、現場で働く人に理解を広めていく必要があると思います。</p>	<p>◆まちの課題整理プロジェクトチーム事務局調査結果                  ●ストマー利用の理解促進について   <a href="http://www.siup.jp/katsudo/keihatsu/index.html">http://www.siup.jp/katsudo/keihatsu/index.html</a>                  ●公益社団法人 日本オストミー協会札幌支部                  ～オストメイトの福祉向上のための諸活動を実施                  ●オストミー相談会は広報さっぽろに掲載している。   <b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：支援技法・障害特性</p>

No. ねんど (年度)	じれい もんだいていき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
15 (H24)	はったつしょう かつ たてきせつ りょういく う じた 発達障がいのある方が適切な療育を受けることができず、自 宅に引きこもっているケースに対する支援の必要性。(東区15)  こべつけーすのためしょうさいはきさいしません。 ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●切れ目のない支援体制づくりを検討する。 ●地域における発達障がい支援の仕組みを検討する。 ●発達障がい者の親をサポートする。
66 (H26)	じどうはったつしえん じぎょうしょ ぞうか しえんしゃ せんもんせい 児童発達支援の事業所が増加しているが、支援者の専門性が ともな じぶんきじ そうだんしつ もんだいし 伴っていないとの新聞記事があり、相談室でも問題視してい る。 じっさい そうだんしつ しょうかい りょう かいし じどうはったつしえん 実際に、相談室が紹介して利用を開始した児童発達支援につ いて、子供の保護者や関係者から、専門性の無さを指摘する声 があがっている。相談室に新規立ち上げのあいさつに来る事業 所は多いが、紹介する側の責任もあり、難しく感じている。指 摘されているのは、どれも新規開業した事業所である。利用者 の通っている保育園からの指摘もあった。(東区)	じどうはったつしえん けんしゅう べんきょうかい ちいきりょういくし 児童発達支援の研修や勉強会だけでなく、地域療育 えん ほいくじょうほうもんしえんじぎょう りょう ぞうか ぎむか 支援・保育所等訪問支援事業の利用の増加・義務化を けんとう ひろ りょう たいせい せいび 検討する。また、より広く利用しやすい体制の整備を けんとう 検討する。



<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                  発達障害者支援関係機関連絡会議に情報提供。</p>	<p>発達障害者支援関係機関連絡会議内で情報共有し、検討結果をフィードバックしてもらう予定。                  ⇒この当時のフィードバックの有無に関しては詳細不明。</p> <p>⇒平成30年度 発達障害者支援関係機関連絡会議ネットワーク作り部会においては、サポートファイルさっぽろの活用等についての検討がされている。2019年度には研修会を開催予定。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：支援技法・障害特性</p>
<p><b>【課題整理済】</b>                  協議会と児童発達支援センターの検討・共有の場から事業者指定の時に協議会の説明資料を渡せないか？                  東区地域部会に相談支援部会での状況を報告する                  相談支援部会と子ども部会に情報提供                  ・No.54と関連あり (カテゴリは異なる)</p>	<p>協議会の説明資料は、2017年より、事業者指定の際に同封を開始</p> <p>子ども部会主催で支援力向上セミナー (初級・中級) を開催している。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：支援技法・障害特性</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
11 (H24)	<p>学校内の移動などを支援してくれるボランティアを探している。学校でも探してくれたが見つからない。(東区11)</p> <p>※個別ケースのため詳細は記載しません。</p>	<p>●学校内での移動の自由を確保するため、市教委に「学びのサポーター」の活用拡大を働きかける。</p>
99 (H29)	<p>保護者が子どもの不登校と暴力で困っているが、学校側に家庭の事情がうまく伝わらず、対応がうまくいかない事例。 最終的には、学校や行政と会議をし情報共有を重ねることで、理解を得て朝からデイサービスへ行くことで合意できたケース。</p> <p>※個別ケースのため詳細は記載しません。 【相談】</p>	<p>【課題】 不登校児についての相談の増加とその対応。教育機関との連携について</p> <p>【考えられる課題解決策】 ○家庭訪問や個別対応など、手厚い対応のできる専門性のある事業所の育成。 ○教育機関と障がい福祉分野の相互理解、協力体制の構築のための研修等。 ○不登校児のメンタルケアについての研修。 ○教育機関との連携の仕組みの検討。 ○関係機関がそれぞれの機能を理解するやり取り（学校との理解・連携）</p> <p>* 子ども部会に学校の方が入ってきてもらっており、少しずつ変わってきている様子もある。</p> <p>* 企画推進室の研修会アンケートでも不登校、引きこもりの研修を希望する声が多かったので、相談支援部会の企画推進室でも研修を考えていけるのではないかな。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 ⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行った (25年度実施、26年度から子ども部会にて引き続き検討する)</p>	<p>まなびのサポーターに関して、平成27年度より、身体介助を専門に行う介助アシスタントを新設。  <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：教育</p>
<p>【課題整理済】 ・不登校の問題は、取り組まなくてはならない課題となっている。 ・児童相談所から放課後等デイサービスへの相談も増えてきている。 ・福祉と学校の連携ができていところはずごく連絡を取りあって、保健室対応や放課後等デイサービスをうまく利用できている。学校側の理解が追いついていないと、困難な状況が出てくるため、色々な人たちと連携をしていくしかない。 ・スクールソーシャルワーカーの体制整備の課題でもあるのではないか。  ※課題については、教育と福祉と医療の連携プロジェクトチームで検討を進める。</p>	<p>・教育と福祉と医療の連携プロジェクトチームについて は、一定の成果を元に平成30年度末で終結 (平成30年度第1回全体会で確認)。課題については、引き続き子ども部会で検討継続。  <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：教育</p>

No. ねんど (年度)	事例、問題提起、困りごと じれい もんだいていき こま	課題 かだい
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例 じれい	〇〇という課題がある かだい 〇〇が必要 ひつよう
3 (H24)	ぐるーぷほーむなど、障がいのある方が住むところが少なくまた定員も少ない。また、空き物件の情報がつかめず活用できない。(東区3) あぶつけん じょうぼう かつよう あぶつけん じょうぼう かつよう	●障がい者が住めるグループホーム、共同住居、アパート等の情報を共有できるしくみについて検討する。 しょう しゃ す きやうどうじゆうきよ しょう しゃ す きやうどうじゆうきよ

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b> 障がい者の住まいの課題のため、6と一緒に検討する。 ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1-2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まってもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り(1)研修、(2)広報等の活動を行ってもらう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った(25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼)</p>	<p>・グループホームの空き情報については、中央区地域部会から各部会に、「元気さ一ち更新のお願い」について協力依頼。他の地域部会でも「元気さ一ち更新のお願い」の掲載が拡大中。 →平成30年度では、元気さ一ちのグループホームの空き状況については、適宜更新がされている事業所が増えてきている。  第28回札幌市自立支援協議会全体会にて、市域のプロジェクトチーム設置承認(住まいに関するプロジェクトチーム)  平成30年、中央区・豊平区・厚別区にて大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会を開催。  一人暮らしガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。</p>	<p>主：住まい</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
20 (H25)	<p>手稲区在住の知的障がいを抱えた男性。現在は両親と共に手稲区内の実家で暮らしている。両親が高齢になってきたこともあり、本人も自立した生活を送れるようになることを考え始め、両親が健在なうちに実家にもすぐ帰ることのできる範囲内でグループホームを探したいが、空きがない等の理由から選択肢も狭まり、選ぶことが難しい。(相談2)</p>	<p>・他区と比べて手稲区はグループホームの選択肢も少ないし、数自体も少ない。</p>
29 (H25)	<p>札幌市営住宅条例第5条第2項に規定する精神障がい者、知的障がい者を、単身入居要件から除外しているのは大きな問題である。(東区17)</p>	<p>市営住宅の単身障がい者世帯の入居要件の適正運用を求める</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p>【課題整理済】3の見解と同じ</p>	<p>【札幌市内共同生活援助事業 所数 (平成31年4月1日現 在)】 ※サテライト型含む 中央区～49 北区～78 東区～65 白石区～83 厚別区～26 豊平区～74 清田区～34 南区～58 西区～87 手稲区～35  ※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</p>	<p>主：住まい</p>
<p>【課題整理済】3の見解と同じ</p>	<p>平成26年度より課題自体は 解消。ただし提出書類につい ての課題が残る。  ※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</p>	<p>主：住まい</p>

No. ねんど (年度)	じれい もんだいていき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
17 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いりようきかん う い たいせい ととの 医療機関の受け入れ態勢が整っていない</li> <li>●いりようきかん かん じょうほう ふそく 医療機関に関する情報が不足している</li> <li>●けんしゅうたいせい じゅうじつ きたく 研修体制が充実していない(北区1)</li> </ul>	ふくしと いりよう れんけい 福祉と医療の連携について



<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                      ○各部会が医療機関(精神科病院に限らず)への参加を呼び掛ける。                      ○北海道歯科医師会が積極的に障がいに関する勉強会を開催しているの                      で、他の医師会等とも連携できないか、上記部会への参加を通して、各部                      会で検討する。                      ○さっぽろ医療計画との連携ができないか確認する。                      ○まちの課題整理プロジェクトチームが、具体的な課題の背景を北区地域                      部会に確認し、それをもとに市内の医療機関等にアンケート等で実態を聞                      いてみる。</p>	<p>平成30年度 教育・福祉・医療のプロジェクト、子ども部会の事務局で、医ケアの検討会が設置されたためこの課題については、そこで対応していく。                       ・子ども部会の支援力向上セミナー、自立支援協議会でも研修を開催している。   <b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：医療</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
91 (H28)	<p>医療保護入院者退院支援委員会への相談支援事業者の出席を円滑にするための措置について 平成26年4月1日の精神保健福祉法改正で、精神科病院では、医療保護入院者・家族から希望があった場合等、退院後に利用する障がい福祉サービス等について退院前から相談に応じ、必要な情報提供等を行う相談支援事業所等の紹介に努めることが義務付けられた。 また、相談支援事業所等は、相談援助を行っている、あるいは行おうとする医療保護入院者に係る退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席して退院に向けた情報共有に努めることとされている。 しかし、現実には香雪病院、あしりべつ病院の独自調査で医療保護入院者退院支援委員会への地域援助事業者の出席率は2%しかない。 個人情報等の問題もあり個別ケースは出さないが、環境整備が課題と考える。</p> <p><b>【こころのチームの意見】</b> ・制度の形がい化が危惧される状況である。 ・他の自治体では、相談支援事業所等の地域援助事業者が参加しやすい環境を作るために、地域援助事業者に対して交通費を支出する補助金が制度化されている実例がある。 ・相模原の入所施設での事件を受けて、措置入院での退院支援委員会も議論されている。 ・札幌市に予算措置を要望したい。</p> <p><b>【事務局会議の意見】</b> ・相談支援事業所が不足して相談員が多忙な状態にあることが本質的な課題ではないか。 ・地域援助事業者は介護分野も含まれ、相談支援事業所だけの課題ではない。 ・北海道と札幌市、障がいと高齢にまたがる課題で、行政としては対応部署がどこなのかが課題。 ・協議会では、要望という形より課題という形の検討が望ましい。 ・予算措置のためには、次期障がい者プランの検討に間に合うタイミングが望ましい。【清田区】</p>	<p><b>【課題】</b> 医療保護入院者退院支援委員会への相談支援事業者の出席を円滑にするための措置について</p> <p><b>【取組提案】</b> 相談支援事業所等の地域援助事業者が参加しやすい環境を作るために、地域援助事業者に対して交通費を支出する補助金の創設について、別添の提案を協議会に提出する。 ※別紙有</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                  退院支援委員会以外でも、ケース会議には無報酬で参加している。むしろ、医療部局からの施策提案の方が良いのではないかと。                  精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームで、地域移行定着の取り組みが課題にあがっている。精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームで共有し検討。                  ※審議会で、精神に特化した地域包括ケアについて提案あった。障がい者プランの見直しに反映と、他障がいと差が生まれないように。</p>	<p>・ 今後は2021年3月までに設置される予定の精神障がい者の地域包括ケアシステムを検討する場に課題が移行されていく予定。                  ※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</p>	<p>主：医療</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
23 (H25)	<p>児童デイ保護者の茶話会から。障がい児に対する支援はサービス等を利用することで補えるが、反面親の支援については行き届かない。たださえ子育ては母親にとって大変なことなのに、障がいを持つ子どもを育てるのはそれ以上に困難さが生じるため。(相談5)</p>	<p>・障がい児の親に対する育児支援策が不足している。</p>
64 (H26)	<p>水頭症の乳幼児。何度もシャント術を行っているが、シャント不全を起こして入退院を繰り返している。鼻腔からの経管栄養を行っている。母親は育児に対する不安と疲れがあるが、精神科を受診するほどではない。(相談)</p>	<p>医療的ケアが必要な乳幼児に対する居宅介護の支給決定基準について</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                      ・健常児の兄弟への支援という側面。兄弟会がいくつかあるが、あまり知られていないのではないかと                      ⇒10月29日に子ども部会事務局会議にて情報収集                      ・札幌市通園児父母連絡会における託児、グループカウンセラー、母親による支援等がある。                      ・親支援、家族支援は難しい。報酬もない。                      ・児童発達支援事業所における支援の幅や対応の差、という問題もある</p>	<p><b>【子ども部会見解】</b>                      事業所内相談支援加算が整ってきているため、その制度を使っていくことを進める。                      育児発達支援のペアレントトレーニングを全事業所が行えるように子ども部会が勧める</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：育児 副：個別的</p>
<p><b>【課題整理済】</b>                      難しいのは、3歳未満の子どもについての支給決定マニュアルを作成するには、子育ての基準を明確にしなければならない</p>	<p>平成30年度より医ケア児自演検討会が設置。自立支援協議会子ども部会が事務局となって検討継続中。</p> <p>子ども部会としても母子保健と連携して行っていくことを共有。</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：育児</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
51 (H26)	<p>&lt;65歳：身体障がい計画相談支援および地域定着支援を契約されている方の事例&gt; 介護保険移行になると、比較的サービス量が減ってしまう傾向にあり、本ケースも同様にして利用可能な時間数が減ってしまった。上乗せでの障害福祉サービスも利用できなく、必要なサービスが公的に受けられなくなってしまった。不足分を有償ボランティアとなると、すでに有償ボランティアを頻回に利用しているため、所得の状況からも難しく、必要なサービスが受けられない。(相談20)</p>	<p>65歳で障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替わる、介護保険サービスへの移行で、利用できるサービス量が減ってしまい、これまで障害福祉サービスで対応できていた部分に実費負担が発生してしまうことで、本人にとって必要なサービスが提供されにくくなっている</p>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>          ・就労A型は65歳までなので、B型に変更すると所得が減る          →就労A型65歳未満要件は、社会情勢と矛盾するのでは？          ・介護保険との適応関係についての国通知があるので、現状と通知の整合性を図る          ・訪問系サービスについて介護保険で不足の場合は障害福祉サービス支給決定可能          →古い上乗せ要件が生きている区と、そうでない区がある          介護保険のケアマネが障害福祉サービスを利用できないと判断してしまっている          →就労A型65歳未満要件について確認          介護保険と障害福祉サービス併用の全身性障がい要件ができた経過確認          ・相談支援部会事務局と市の担当課で話し合い予定</p>	<p>・札幌市の状況についてはNo.72のとおり。  <b>【参考】</b>          ・障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護)の上乗せについて(改正)【札幌第5946号/平成29年3月31日】により対象者要件緩和。          ・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正(平成30年度施行)により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始(対象者は限定)。          ・平成30年度制度改正により、就労継続支援A型の利用に係る年齢要件緩和。          ⇒65歳未満の者又は以下のいずれの要件にも該当する65歳以上の者          ○65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者          ○65歳に達する前日において就労移行支援又は就労継続A型の支給決定を受けていた者  <b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：介護保険の移行</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇</p> <p>〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある</p> <p>〇〇が必要</p>
63 (H26)	<p>障害者総合支援法から介護保険に移行して介助時間数が減ってしまった。障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用していたが、65歳となり介護保険に移行になった。自立支援給付では、訪問看護等の医療は、サービスとは別枠であったが、介護保険ではサービス利用限度額に含まれるため、介助時間が減り訪問医療等が利用できなくなった。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就寝前の軟膏塗布の時間が取れなくなった。</li> <li>・入浴が週6回から5回になった。</li> <li>・家事支援の時間が少なくなった。</li> <li>・訪問看護、訪問リハビリが中止になった。(東区)</li> </ul>	<p>障がい者は、65歳になっても介護保険優先ではなく、障害福祉の制度を使えるようにしてほしい(利用者負担の観点からも)。</p> <p>障がい者施策による、介護保険の上乗せに係る基準、対象者の範囲を拡大してほしい。</p>



<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p>【課題整理済】51の見解と同じ ・障害福祉サービス上乗せ要件について、厚生労働省の平成19年資料に は無いが、札幌市は全身性障がいと明記している。</p>	<p>・札幌市の状況についてはNo.72のとおり。 【参考】 ・障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護)の上乗せにつ いて(改正)【札幌第5946号 /平成29年3月31日】により 対象者要件緩和。 ⇒上乗せ対象者は、以下の要 件をすべて満たす者 (1) 居宅介護等の対象とな る障がい者であること (2) 要介護1~5の認定を 受けており、要介護度の変更 が見込まれないこと (3) 介護保険サービスを支 給限度基準額の95%以上利用 する予定であって、必要な時 間数の不足が見込まれること  ・介護保険制度の利用者負担 については、障害者総合支援 法の改正(平成30年度施行) により、高齢障害者の介護保 険サービスの利用者負担軽減 措置を開始(対象者は限 定)。  ※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</p>	<p>主：介護保 険の移行  副：医療</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
72 (H27)	<p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について 平成19年3月28日付けの厚生労働省通知が出ているにも関わらず、札幌市は平成12年3月24日付けの通知を基に現在も運用している。 そのため65歳になった障がい者は、かなり厳しく介護保険サービスを優先され、障害福祉サービスを利用していたときより、介護時間数が減る例が出ている。 また、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を知らされていないことが多い。 全身性の障害ではないが、65歳になった障がい者が札幌市(区役所)から何も説明がなく介護保険に移行し、障害福祉サービス利用のときより介護時間数が減った。 本人は時間数が減ったことに不満はあるが、制度のことなのでしょうがないと諦めている。 また、障害福祉サービス利用のときは、非課税世帯のため費用負担がなかったが、介護保険では生活保護世帯以外は1割負担になるため、生活費を切り詰めて費用を負担している状況で、本人は生活が厳しいと訴えている。(東区)</p>	<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係を、平成19年の通知に基づき変更し、障害者が介護保険利用前に必要とされていたサービス量が減ることのないよう適正に運用されるようにする。 厚生労働省から平成27年2月18日付で出された事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」を周知徹底してもらいたい。 また、介護保険に移行するときは、本人が納得されるように説明を行う。</p>
14 (H24)	<p>日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用による金銭管理について、対象の柔軟な運用や制度を相談できる窓口等の環境整備が必要。(東区14)</p>	<p>●成年後見制度による金銭管理を円滑に利用できるような環境整備を求める。 ●社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理を円滑に利用できるような環境整備を求める。 ●何らかの事情で制度利用できない方への金銭管理のしくみを検討する。 ●権利擁護に関する専門の相談窓口を市域に設置する。 ●ピアカウンセリングに関する専門の相談窓口を市域に設置する。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p>【課題整理済】51の見解と同じ 同様の課題については、相談支援部会事務局と担当係の話し合いを提案 中。 「サービスごとの支給量の凸凹」と「サービス提供事業所の指定」のバラ ンスの課題なものと、市の支給決定基準があるために、サービス等利用計画 に意味がないことも課題。他のカテゴリの課題とあわせて一体的に市障が い福祉課の担当と話し合いのほか、「さっぽろ障がい者プラン」の平成30 年度改訂に向けての方向性 (意図) について協議したい。</p>	<p>・札幌市の状況についてはNo.72のとおり。 【参考】 ・障がい者施策によるホームヘルプサービス (居宅介護・重度訪問介護) の上乗せにつ いて (改正) 【札幌第5946号 /平成29年3月31日】により 対象者要件緩和。 ・介護保険制度の利用者負担 については、障害者総合支 法の改正 (平成30年度施行) により、高齢障害者の介護保 険サービスの利用者負担軽減 措置を開始 (対象者は限 定)。  ※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</p>	<p>主：介護保 険への移行</p>
<p>【課題整理済】 ・日自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が少ない？ →他都市に、社協以外の金銭管理制度は無いのか？ 消費者センターを活用した仕組みでできないか？  社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っている所もあって、でも 割に合わない。グループホームで金銭管理している所もあるが、グループ ホームが職能団体に依頼して契約することができた方が良いのではない か。 A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座と、本人管理 口座を作っている。財産管理契約を本人と結んでいて、H銀行との提携を している。退所後も希望者には行っている。法人単体でなく、札幌市とし てのシステムにする参考にはできないか？</p>	<p>【参考】 ・弁護士会が行っている高齢 者・障がい者支援センター 「ホッと」でも、必要に応じ て財産管理を行う「財産管理 支援業務」がある。  ※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</p>	<p>主：日自・ 後見</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
50 (H26)	<p>&lt;母子家庭の子ども。未成年の事例&gt; これまで児童養護施設で金銭管理をしてもらっていた経過で、経験がないため、金銭の自己管理に大きな不安を感じていたため、社会福祉協議会へ制度利用を相談したが、審査会で対象外の判断であった。グループホームでも長期的な金銭管理を行っていく事には懸念があり、対応が難しいとのこと。(相談19)</p>	<p>利用できる金銭管理の公的な支援制度が、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業しかない。ただ、その事業対象者も、判断能力の可否に関わる認知症や知的障害者を主な事業対象者としている。そのため、他の手帳不所持で診断を受けている方、身体障がい者、精神障がい者、未成年の障がい者等に対し、日常生活自立支援事業に類似するような金銭管理に関わる支援制度がない。後見制度や未成年後見制度を利用するには、日常生活自立支援事業利用費より費用が高い。相談者の多くは比較的低所得者層であることから、法的な制度は利用できる方が限られてしまう。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p>【課題整理済】14の見解と同じ</p>	<p>・日常生活自立支援事業に関 しては、ご本人達の状況に応 じて対応を行っており、今後 更なる普及啓発の予定があ る。</p> <p>・成年後見に関しても、市民 後見人制度の普及啓発も進め ていく予定。</p> <p><b>※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：日自・ 後見</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
24 (H25)	<p>精神保健福祉手帳2級で福祉乗車証所持。家族からの仕送りと自身の障害年金で単身生活を送っている。身体介護の通院介助を利用して内科受診をする際、介助者の交通費が半額で良い場合と全額支払うように言われて戸惑っている。各バス会社に確認したところ、重度の身体、知的の方は割引対象になるが、精神の場合は一律割引対象にならない。通院にヘルパー介助が必要だが、ヘルパーの交通費負担が大きい。(相談6)</p>	<p>・精神障がいの方の交通機関の割引が身体障がい、知的障がいの方たちと比べて不公平である。</p>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b> 差別解消法でも努力義務に該当すると思われる。 取り組みの可能性について、交通費助成の担当者と協議する。</p> <p>ばんけいバスは、精神保健福祉手帳で割引有(介助者含む) 交通局とじょうてつバスは、2種の介助者割引を実施</p>	<p>関係団体でも取組まれている状況があり、一旦終了とし、他の同様の課題があれば再度検討とする。</p> <p><b>【参考】</b> 日本航空グループなど航空各社が国内線運賃の障害者割引を精神障害者にも拡大することわかった。今後は顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳を持っていけば最大で半額になる。航空会社によって適用開始が異なるため確認が必要(平成30年10月1日福祉新聞)</p> <p>・2019年4月より、札幌市では精神障害者保健福祉手帳所持者及び同行の介護人の地下鉄・路面電車の料金割引を開始。普通料金の半額となった。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：社会資源</p>

No. ねんど (年度)	じれい もんだいていき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
31 (H25)	<p>さっぽろしほーむべーじげんき 〇札幌市HP元気さーちなどがあるが、その情報提供と周知が ふそく おも こま かつよう 不足していると思われるため、広報さっぽろ等を活用しもっと あびーる アピールをしてほしい。</p> <p>〇またパソコンを上手く利用できない知的障がい者の方が情報 う ほうほう けんとう ていねく を受ける方法を検討してほしい。(手稲区2)</p>	<p>しょう ふくし さーび す じぎょうしょ じょうほうぶそく ●障がい福祉サービス事業所の情報不足</p> <p>とく にゆうきよ きょじゅうけい じょうほう すく ●特に入居、居住系の情報が少ない。</p> <p>ほんにん かぞく しえんしや じょうほうぶそく ●本人、家族、支援者にとっての情報不足。</p>



<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p>【課題整理済】No.71と関連 (同カテゴリ) 各地域部会で、元気さーちの周知と更新の依頼を発信するキャンペーン を行う。</p>	<p>【参考】 ・障害者総合支援法の改正 (平成30年度施行) により、 障害福祉サービス等の情報公 開制度が創設。 ・共同生活住居一覧を札幌市 のホームページで公開。 ⇒グループホームの元気さー ちの更新頻度は課題が提出さ れた平成25年度よりは増加傾 向となってきた。  ・運営会議 (H30. 7. 31) にて新 たに「情報保障」という課題 カテゴリが設置された。  <u>※一定の改善が見られたた め、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：社会資 源  副：情報保 障</p>

No. ねんど (年度)	じれい もんだいていき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
32 (H25)	<p>〇ボランティアの募集に対してもっとアピールを行ってほしい。</p> <p>〇情報提供の方法も検討してほしい（広報さっぽろや社会福祉協議会など他の媒体も活用してもっとアピール）（手稲区3）</p>	<p>●ボランティアの不足</p> <p>●高齢分野に人が流れてしまう傾向が強いので、障がい分野におけるボランティア活動に向けてのPRが不足している。</p>
54 (H26)	<p>相談室が紹介して利用を開始した児童発達支援について、子供の保護者や関係者から、専門性の無さを指摘する声があがっている。相談室に新規立ち上げの挨拶に来る事業所は多いが、紹介する側の責任もあり、難しく感じている。（相談22）</p>	<p>当相談室から紹介して利用開始があった複数の児童発達支援について、力量不足の声が聞かれる。どれも新規開業した事業所である。利用者の通っている保育園からの指摘もあった。</p> <p>⇒事業者指定のあり方についての課題に限る</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 社会福祉協議会に、障がい領域のボランティアの状況を確認する。 現在は、ぬくもりサポート事業が全市に拡大している。  社会福祉協議会で、養成講座や研修会を開催している。 ほっ・とプラザ (地域支え合い有償ボランティア事業協力会員登録説明会) エプロンサービス (子育て中の有償ボランティア 700円/時)</p>	<p>※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</p>	<p>主：社会資源</p>
<p>【課題整理済】 ・障害福祉計画上の目標値に達した時点で指定をしないことについて、担当者へ打診。(名古屋市では、就労継続支援A型の新規指定申請について、収支による給与支払を重点的に確認している) ・子ども部会へ、情報提供と対応を依頼 ・No.66と関連あり (カテゴリは異なる)</p>	<p>障害児通所支援の指定 (総量規制) については、障害者総合支援法の改正 (平成30年度施行) により、障害児のサービス提供体制の計画的な構築が創設。(ただし、都道府県障害児福祉計画が基準となる)  ・子ども部会でも研修を実施していく予定。  ※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</p>	<p>主：社会資源</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
58 (H26)	50歳代・女性・難病 麻痺の人や車いすの人が日中活動等に参加を希望してもバリアフリー対応の事業所が少ない。パソコンを覚えたいと希望があり訪問のPC講習を検討するが、他者との交流の意味でも日中活動の利用は有効と思われる。(相談26)	バリアフリーの事業所の数が少ない
71 (H27)	特別支援学校等の進路担当教諭が進路選択時に、具体的な情報を幅広く得ることが難しく、生徒や保護者の選択肢を広げにくい。  元気さ一ちを見ても事業所の現状がわからない。(中央区)	【課題】 元気さ一ちの情報が更新されていない。知りたい情報が載っていない。 【中央区部会からの提案】 ①元気さ一ち更新強化キャンペーン～事業者・利用者のメリットPRし各事業所での更新を促進 ②項目の見直し～わからない人が見てイメージが付きやすい項目の検討。 ※グループホームの項目については、中央区部会で 行っている住まいの課題検討と合わせて、札精援協等と協議しながら整理し提案できる。 ③元気さ一ちの更新を外注して一括で行う～元気ジョブの活用(事業所毎の更新が進まない場合)

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 ・就労支援推進部会が、事業所のバリアフリーや介助等についてのアンケート調査を、就労継続支援事業(A型・B型)と就労移行支援事業、地域活動支援センターを対象に実施。結果を公表。</p>	<p>就労支援推進部会として、就労移行支援、就労継続支援A型/B型、地域活動支援センターに対して、平成29年1月に事業所バリアフリーアンケートを行い、札幌市のホームページに掲載。 <a href="http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/tiikijiritusen/syurou2.html">http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/tiikijiritusen/syurou2.html</a> <b>※一定の改善が見られたため、一旦取り組み終了。</b></p>	<p>主：社会資源</p>
<p>【課題整理済】No.31と関連(同カテゴリ) ・地域部会などでの、元気さ一ち周知と活用の発信のお願いをする。 →「中央区の例」を添えて、「利用者が困ってます」を伝える。 ⇒いくつかの地域部会からの通知文等に、元気さ一ち周知と活用について掲載されている。</p>	<p>障害者総合支援法の改正(平成30年度施行)により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 <b>※一定の改善が見られたため、一旦取り組み終了。</b></p>	<p>主：社会資源</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
98 (H29)	障害福祉サービスについて問い合わせがあると、その都度「元気さーち」を利用し、空きや住所などを調べているが、使い勝手がもっと良くなるとありがたいと常々感じている。【相談】	<p>【課題】 元気さーちの更新や使い勝手などの改良について</p> <p>【考えられる解決策】            ○例えばヘルパーであれば、マッチングサイトのようなものがあるとありがたい。住所や日時などの条件を見た事業所から返答があるような方式。            ○交通の便なども検討材料になると思うので、地図がリンクされるなど。            ○元気さーちの使い勝手を考えるプロジェクトチームの編成？            ○更新の意識付けやお金をかけて専門の業者に更新を依頼する。            ○必要な項目の見直しと使いやすさについての検討。            ○相談支援事業所のケース受け入れ確認のように月一で確認。            ○地活や作業所の情報も掲載してはどうか。</p>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいという観点からという、グループホームの空き情報がわかれば良いという意見もある。ただ、情報は法人全体で出しているの、事業所毎の状況はわからないことがある。問い合わせても空いていないということあり、使いやすい仕組みを考えることが必要。</li> <li>・就労事業所関係はインターネットで事業所を検索して探している人が多い。そのため、事業所側は、ホームページに力を入れているところも多い。</li> <li>・児童関係のサービスについては使っていない保護者が多い。学校や保健師からの情報でつながっている。</li> </ul> <p>※住まいに関することについては、住まいに関するプロジェクトでも検討していく。</p> <p>※住まい以外の内容については、他の部会等で意見交換を進めていく。</p>	<p>障害者総合支援法の改正(平成30年度施行)により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ⇒WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索 <a href="https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do">https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do</a></p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：社会資源</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
84 (H28)	<p>17歳養護学校高等部3年生。誕生日前だが夏休みに生活介護を体験利用したいために申請。通常の流で区分認定も誕生日前に行い、決定時から3年間の支給決定がされる予定だった。</p> <p>在籍養護学校進路指導部の先生から連絡。</p> <p>昨年の卒業生で夏休みの体験時から相談支援事業所で計画作成をしてくれたが、学校としては卒後の行先が確定して、卒業前の12月、1月頃に移行会議を行いたくて相談支援事業所に連絡したところ、計画の担当者会議の時期ではないので参加しない、と断られたという事。</p> <p>制度だけで考えると確かに移行会議に参加する必要もなく、参加したところで報酬請求もできない。</p> <p>また、就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練は暫定支給決定期間があるのでこのような問題は起きづらいと思われるが、生活介護だけ暫定支給決定期間がなく3年間の支給決定がされてしまうため、大きなズレが生じてしまう。</p> <p>また、道教委？で決めた新卒者は誕生日に関わらず11月1日から申請というルールも全く意味をなさない。加えて、夏休みに計画作成をして、新規の場合当初3か月モニタリングの計画をたてたとしたら、実際に利用していないにも関わらず3か月間モニタリングをして報酬請求できてしまう。計画の意味もなく、現実的ではないと思われる。在学時には成人サービスの支給決定をしないというルールにも反する。【相談】</p>	<p>【課題】 高等部3年生の生活介護体験利用時の支給決定期間について</p> <p>【考えられる解決策】 ・札幌市として高等部3年生の在学時の支給決定ルールをもう少し整理した方がよい。 ・体験利用時の決定は、翌年2月末までなどにし、卒業後の正式利用時の支給決定を分けて決定したらどうか？</p> <p>【補足情報】 ・実際には、区と調整して、2月で有効期間を区切ってもらった ・11/1の一斉申請ルールも、体験利用があれば意味がなくなっている</p> <p>【同様のケース】 ・そもそも今の札幌市のモニタリング期間に意味が無いのでは～新規3か月は重要 ・モニタリング期間を柔軟に設定してもらっているケースもある</p>



<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b> 訓練等給付は暫定支給だが、生活介護は3年間の支給決定。 11/1から申請できるルールも体験利用があると11/1以前の申請となつて しまうので見直しを。</p> <p>札幌市の支給審査基準に関係する課題。(80の見解と同じ)</p>	<p><u>※一定の改善が見られたた め、一度取組み終了。</u></p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
85 (H28)	<p>重度訪問介護を利用している単身寝たきり（原疾患脳性まひ）の女性。生活保護受給。尿カテーテルも常時留置、褥瘡もあることから訪問看護も定期だけでなく緊急対応が多い。もともとマットレスやオーバートーブル、車いすなど現状には合っていない状況もあり、新規購入を2年前から進めているが、認知機能の低下、知的能力の低さ、こだわりもあって本人拒否で購入できず。</p> <p>65歳の誕生日を機に介護保険に移行して福祉用具のレンタルで導入しようと考えたが、介護保険単位数の90%以上利用かつ50%以上が訪問介護という札幌市ルールだと、訪問看護の緊急訪問ができなくなってしまい、生命に関わることから、何度も区保健福祉課、保護課とも協議をして結局介護保険に移行せずに障害福祉サービスを使い続けるという事に。</p> <p>福祉用具については北海道心身障害者扶養共済（収入認定されないお金）が貯まっていたことから、ようやく本人も購入することに納得し導入に至る。しかしながら、使えない介護保険のために今後も保険料は払い続けなければならない。将来的に施設入所した時のための介護保険料であれば、在宅を支えるサービスにならない。【相談】</p>	<p><b>【課題】</b> 65歳の介護保険移行について</p> <p><b>【考えられる解決策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市の上乗せ要件の見直しをしてほしい。</li> <li>・たまたま事例の人はお金があったので福祉用具を購入できたが、保護課でも福祉用具に支給できる物品が限られているため、きちんと体に合った福祉用具を揃えることができない人が大勢いるのではないかと思われる。そのために体調悪化してしまうことも考えられる。</li> </ul> <p><b>【補足情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市ルールは平成12年の国通知からで古いもの</li> </ul> <p><b>【同様のケース】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・褥瘡2度以上で65才以上だと、訪問看護を医療保険で使えるのでは？</li> <li>・介護保険に移行できない時に障害で支給することあるが、国の監査で指摘されるともうできなくなるので、危うい。なので、制度を見直す方向で働き掛ける必要はある。</li> <li>・介護保険の第2号で生活保護でも、65才で介護給付に移行していないケースもある</li> </ul>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                      ・相談以外とも役割分担が必要。                      ・札幌市の支給審査基準に関係する課題。                      ・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定にむけて、『年間活動報告』で重点項目を示す。                      ・相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。</p> <p>介護保険の上乗せ要件について、札幌市はずっと古い基準。                      緊急時の対応も難しいので、介護保険料を払いながら、障害のサービス利用している。</p> <p>特に肢体不自由の場合の上乗せ要件が厳しくなっている。                      市議会でも市長が改善しようかなと言っている段階。                      介護保険への移行を進めたいのは、65才を境に市の負担が倍位違う。                      国の事務連絡では、個人の状況によると柔らかく書いている。                      予算のこともあるので、札幌市としては変えられていない。                      いわゆる65才問題については、まとめて考えないといけない。</p>	<p><b>【参考】</b>                      ・障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護)の上乗せについて(改正)【札幌第5946号/平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：制度(市域)</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
94 (H28)	<p>33歳 女性 療育A 自閉症 計画相談を行い、居宅サービスを利用したの一人暮らし。 不眠による生活リズムが乱れはじめ、居室内でのアセスメント及び指示書の変更が必要。 また、感覚が過敏になりつつある。 厚生労働省では計画相談支援を利用したの強度行動障害の支援に関して、行動援護指示書作成に当たり自宅内でのアセスメントが可能との返答だが、札幌市としてはこの利用に関しては利用は認めていないとのこと。 根拠としては右記にある定義および厚生労働省からのQ&amp;A【相談】</p>	<p>【課題】 計画相談支援を利用したの自宅内での行動援護指示書作成について</p> <p>【考えられる解決策】 行動援護の定義 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助 ※具体的には予防的対応・制御的対応・身体介護的対応 平成27年3月31日付 平成27年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ &amp; A</p> <p>【同様の事例】 重度訪問介護と居宅介護の併給を、平成18年の国のQ &amp; Aで認めているが、札幌市としては認めていないというケースが複数あり。</p>
95 (H28)	<p>48歳、女性、特発性大腿骨頭壊死症、うつ病。精神障害者保健福祉手帳2級。 難病症状悪化に伴って一人で歩くことや重いものを持つことが困難になり、自分自身で買い物へ行きたいという思いから移動支援を申請。 しかし身体障害者手帳を所持していないため要件に該当せず。 精神障害者保健福祉手帳を所持していたため精神での申請を行ったがそちらも該当せず、結果申請取り下げすることとなった。 現在は家事援助にて買い物代行をヘルパーに依頼して生活しているが、やはり「自分で買い物に行きたい」という希望は持たれている。 現状では身体障害者手帳要件にあらず、しかし病状は悪く、両足付け根の痛みが強いため外出はままならないといった状況で生活を送られている。【相談】</p>	<p>【課題】 難病の方の移動支援申請に関して</p> <p>【考えられる解決策】 平成25年4月より障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象になったことから、今後は移動支援事業においても身体、知的、精神のみの対象者要件から、難病を加えての対象拡大を検討していく必要性があると感じた。</p> <p>【同様のケース】 手帳があっても、四肢体幹の記載が無いというケースある。手帳を取得するにも時間がかかると今が困る。</p>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b> 居宅内での行動援護提供を札幌市が運用上認めていないが、認めても良いのでは？ 札幌市が国のQ&amp;Aのとおり運用をしていない理由を確認。</p>	<p>・2017/6運営会議で、札幌市担当者より、国の見解と同様の運用をしている旨の説明有り。</p> <p><u>※一定の改善がみられたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：制度 (市域)</p>
<p><b>【課題整理済】</b> 難病は障害福祉サービスの対象なのに、市の地域生活支援事業の対象になってない。加えて、手帳のない発達障害の方も移動支援の利用ができない。 難病の団体から同様の要望は出ていないのか？難病の方にニーズ調査した方が良いのではないかと。(障がい者プランの審議会には、難病領域からの参加を予定している)</p> <p>難病連等と課題を共有し意見を聞く。 市の担当者からヒアリングやミニレクチャーをいただけないか依頼。 ⇒難病連より、同様のケースの課題を整理することができれば、難病連から運営会議で話することは可能との回答あり。(2017/5運営会議) ・2017/6運営会議で札幌市担当者より説明有り。</p>	<p><b>【参考】</b> ・移動支援事業における対象者拡大及び移動支援ガイドラインの改訂について(通知) 【札幌第3号/平成30年4月2日】により、難病者児に対象者拡大。</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：制度 (市域)</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
57 (H26)	<p>PA制度の利用にあたり在宅にて1時間以上、重訪の利用をしなければならぬ。1ヶ月以上入院が必要な際には一時退院が必要となる。病院も1泊だけでは退院とならないとの事で2泊以上が必要、今回は胃瘻設置の手術で医療的ケアが必要になったため簡単に在宅に戻ってヘルパーを利用して生活とはならない。(相談25)</p>	<p>入院時のPA制度の利用について</p>
75 (H27)	<p>平成24年から、「地域相談支援給付」が始まり、これまで精神障害領域では主治医からの推薦などで地域移行対象者を決定していた仕組みから、本人が行政の窓口で「地域移行支援」の申請を行い支給決定がされれば、地域移行の対象となることになった。 ただ、地域移行支援の利用者は増えることなく、長期に入院している精神障害者のうち約半数が65歳を越えて、死亡退院も少なくない。 精神科病床から地域へ生活の場を移したいと希望する方の想いの実現や、退院を自己決定できるための支援があれば地域移行したいと希望する方への専門領域を越えたアプローチが必要。 精神障害以外の領域でも、地域移行に向けた取組みが必要。(相談)</p>	<p>地域移行支援 厚生労働省が示している資料を参考に、「地域移行部会」などを設置し、地域移行推進のために専門領域を越えた協議、検討を行っていく。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 (カテゴリ変更による) ・制度確認の結果、重度訪問介護について、現状では「居宅で」とされている。</p>	<p>※障害者総合支援法の改正 (平成30年度施行) により、重度訪問介護の訪問先の拡大がされる (区分6のみ)。区分4, 5の方は状況変わらないが、どのくらい対象となる方がいるかは不明。</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：制度 (国域)</p>
<p>【課題整理済】 精神科病院からの地域移行についてのプロジェクト設置を全体会に提案し、精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームを設置。</p> <p>入所施設からの地域移行課題残る ⇒身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置</p>	<p>・精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームは、平成30年度末で終結。今後は平成32年度までに設置予定の精神障がい者の地域包括ケアシステムの協議の場にて課題検討を継続。</p> <p><u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u></p>	<p>主：地域移行推進</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
21 (H25)	共通の趣味・興味(バンド、ガンダム、歴史等)を楽しめる居場所を探したいと思っても、情報を見つけられなかったり、あっても選択できる程サークル数がない。特に仕事が休みの土・日・祝日に活動しているサークルがない。(複数事例) 発達障がいが強くて、一般の人のサークルに馴染みづらい人の場合。(相談3)	・参加できるサークルの数が少ない。 ・サークル情報の集約がされていない。
2 (H24)	事業所で製作している製品の売り上げ向上、販路拡大等に関する困りごと。(東区2)	東区地域部会の取り組みとして、販売促進手段の検討や成功事例の勉強会を行う。
10 (H24)	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載しません(東区10)	個別ケースとして、行動援護を利用できることがわかり一旦終結。
12 (H24)	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載しません(東区12)	支援者の知識向上のため、生活保護制度についての研修を行う。



<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b>                  個別の課題要素が強く、障がい福祉で対応が可能だろうか、自立支援協議会として取り扱う事案としては難しいという意見が出ていた。一方で趣味・特技の情報について、事業所からお伝えするという対応になるのではという形で相談支援部会に課題を戻すことにする。                  また、地域部会連絡会で、各地域部会へも課題を投げかけ、各地域での趣味・余暇活動の情報について確認をする。</p> <p><b>※地域部会連絡会(平成29年7月6日)</b>                  余暇活動情報の集約については、区民センターにサークルがあるとの話も出たが、各地域部会へも持ち帰り取り組めそうであれば、できることを実行していく。地域部会連絡会で経過の共有をすることとした。</p> <p><b>※相談支援部会定例会(平成29年6月28日)</b>                  課題が運営会議から相談支援部会へということについて報告。</p>	<p><b>【地域部会連絡会】</b>                  情報があればその都度連絡会の場で情報共有している。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：個別的</p>
	<p><b>※部会内にて解決済み</b></p>	
	<p><b>※部会内にて解決済み</b></p>	
	<p><b>※部会内にて解決済み</b></p>	